

(平成22年9月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和32年8月1日から33年3月1日まで、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を32年8月1日に、資格喪失日に係る記録を33年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月ごろから33年2月ごろまで

昭和32年の春に学校を卒業して1か月後に、父の知り合いのA事業所の責任者の誘いで、B市内にあった同事業所に勤務した。自分のほかに同年代の同僚が4人おり、自分よりも少し早い時期から勤務を開始していたようだが、いろいろな業務の見習いをしていた。退職する時に、同責任者が家に来て、父から「健康保険証を返すが良いか。」と言われたことをはっきり覚えている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同期の同僚の業務内容等に関する記憶、当該同僚が所持している社員旅行の写真、並びに申立人の退職に至る経緯についての供述が同僚の供述と一致することから、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

また、前述の同僚は、「申立人の入社時期より1か月ほど早く入社した者は自分を含め4人おり、そのうちの自分を含む3人は、申立人と同様に昭和32年3月に学校を卒業し、卒業と同時にA事業所に入社した。」と供述しており、この供述にある同期の同僚4人全員が入社から3か月ほど経過した同年6月14日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人及び供述を得られた同期の同僚2人は、「入社した当時、作業の手伝いなどの見習い業務をしており、申立人と同僚4人の仕事内容は同じだった。」と供述していることから、申立人も同期の同僚4人と同様に3か月程度の試用期間を経て32年8月に厚生年金保険の資格を取得したと考えるのが自然である。

加えて、前述の社員旅行の写真に写っているA事業所の従業員は、申立人を除いた全員が厚生年金保険の被保険者であることが確認できる上、前述の同僚2人を含む同僚5人が、「申立期間当時、A事業所の従業員数は15人程度だった。」と供述しているところ、昭和32年6月14日時点の同事業所の厚生年金保険被保険者数は15人であることから、当時、同事業所では、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和32年8月1日から33年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間のうち昭和32年5月ごろから同年8月1日までの期間については、A事業所における試用期間であったと認められることから、申立人は当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期の同僚4人のA事業所における昭和32年6月の社会保険事務所（当時）の記録から3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主による厚生年金保険の資格取得・喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和32年8月から33年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録について昭和32年2月28日を同年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月28日から同年3月1日まで
② 昭和38年10月10日から39年6月1日まで
③ 昭和39年10月11日から40年10月1日まで

昭和28年2月にA社に入社し、平成6年10月まで継続して勤務した。厚生年金保険の記録では、昭和32年2月28日から同年3月1日まで空白期間となっているが、途中で退職した記憶は無い。申立期間①について、厚生年金保険期間として認めてほしい。

また、A社D支店での昭和38年9月の標準報酬月額は2万8,000円であるのに、同社E支店に異動後は2万6,000円と下がっており、同社同支店での39年9月の標準報酬月額は3万3,000円であるのに、同社F支店に異動後は3万円と下がっている。給料が下がった記憶が無いにもかかわらず、標準報酬月額が下がっていることに納得がいかない。申立期間②及び③について、標準報酬月額を異動する直前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の記録により、A社に入社した昭和28年2月から同社を退職した平成6年10月までの期間継続して同社に係る雇用保険に加入していることが確認できる。

また、申立期間①について、B社が保管する申立人に係る社員名簿により、申立人が昭和32年2月11日付けで同社C支店から同社G支店に異動している

ことが確認できる。

これらのことから、申立人が、B社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和32年1月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和32年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③について、申立人は、B社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、支店間異動に伴い引き下げられることは考えられないとして申し立てている。

しかしながら、B社は、申立期間②及び③に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間②及び③の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は給料が下がった記憶は無いと主張しているところ、B社が保管する申立人に係る社員名簿において確認ができる申立人の本俸固定給の額は、異動前と異動後で変動していないこと、及びB社では、申立期間当時、各支店において社員に係る厚生年金保険被保険者資格取得届出を行っていたと説明していることから、当該支店間異動に伴い、本俸固定給以外の諸手当（残業手当等）の見込額を少なく見込んだ総支給額を社会保険事務所に届け出たと考えるのが自然である。

なお、申立人と同じ支店に異動した社員の異動直後の標準報酬月額を見ると、申立人が申立期間②において勤務したA社E支店では、申立期間②を含む昭和33年から41年までの間に別の支店から同社E支店に異動した者が23人いるところ、申立人と同様に標準報酬月額が異動前の支店の時より下がっている者が3人確認でき、また、申立人が申立期間③において勤務した同社F支店では、申立期間③を含む昭和36年から44年までの間に別の支店から同社F支店に異動した者が23人いるところ、申立人と同様に標準報酬月額が異動前の支店の時より下がっている者が3人確認できる。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の

標準報酬月額の記事内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡が無い。

このほか、申立人が申立期間②及び③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同事業所における資格取得日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から同年7月1日まで

平成3年8月にB事業所に入社し、4年4月にA事業所に異動した。A事業所での厚生年金保険の加入記録は平成4年7月1日からとなっているが、同年4月1日から7月1日まで給与から厚生年金保険料が控除されている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A事業所が保管する職員の給与支給状況表及び申立人が保管する俸給支払明細書から、申立人がA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が保管する職員の給与支給状況表及び申立人が保管する俸給支払明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A事業所は、申立期間において、適用事業所としての記録が無い。しかし、C知事発行の証明書によれば、同事業所は、平成4年4月1日に開業し、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、申立期間において、A事業所が適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1009 (事案 411 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月31日から42年4月1日まで
昭和41年5月から42年3月末まで、A事業所に勤務した。

社会保険事務所(当時)に照会したところ、昭和41年8月31日から42年3月31日までの期間について厚生年金保険加入記録が無いとの回答であった。A事業所には、子供が幼稚園を卒園する昭和42年3月末まで継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

今回、私がB市からC市へ転居する際に手伝ってくれた申立期間直後に勤務したD事業所の同僚の連絡先が判明したので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所は既に閉鎖して、申立期間における保険料控除をうかがわせる事情が見当たらず、また、同僚の勤務状況及び厚生年金保険加入状況から同事業所が勤務実態のある従業員について資格喪失手続を行ったことがうかがえるとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間直後に勤務したD事業所の同僚の連絡先が判明したので再度調査をしてほしいと主張しているところ、当該同僚は、「申立人がB市からC市へ転居する際、運転手として手伝ったが、転居時期は覚えていない。また、申立人がD事業所に採用された時期も覚えていない。」と供述している。

このことは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から37年6月まで
昭和36年4月からA社B支店C部に勤務し、外勤のD業務を行った。
昭和36年6月に撮影したC部の同僚との集合写真を所持しており間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する五十音別退職者名簿によると、申立人については、同社B支店に昭和36年3月14日付け任用、同年9月14日付け退職の記録がみられること、及び申立人が同年6月に撮影したと主張する同僚との集合写真を所持していることから、申立期間のうち同年4月1日から同年9月14日までの期間については、申立人が同社B支店において勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が、申立期間のうち昭和36年9月15日以降の期間についてのA社B支店に係る勤務については、勤務していたことが明らかな資料が無い上、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

また、前述の五十音別退職者名簿には、申立人が「E職種」としてA社B支店に任用されたことが記録されており、同社によると「E職種」とは歩合制の契約社員として任用された者であると回答している。

さらに、申立期間当時、A社B支店に申立人と同じ「E職種」として採用された同僚は、採用から4か月後に厚生年金保険の資格を取得しており、別の同僚は、「営業部門の従業員については、入社してすぐに退社する者が多かったため、採用後3か月から6か月程度の試用期間があった。」と供述していることを踏まえると、同社B支店では、申立期間当時、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、また、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 51 年 4 月に A 事業所 B 支部 C 支所に D 職種として勤務し、同年 10 月 1 日から本採用となり、E 共済組合員となった。D 職種であった 6 か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 51 年 4 月 1 日付けの辞令書の控え、及び A 事業所 F 課が保管する申立人の人事記録により、申立人が同年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間、A 事業所 B 支部 C 支所に D 職種として勤務したことが確認できる。

しかしながら、A 事業所 F 課は、平成 15 年 4 月 1 日に同課が厚生年金保険の適用事業所となり、一括して厚生年金保険の届出を行うようになる以前は、各支部において、D 職種の厚生年金保険の資格取得及び喪失に係る届出事務を行っていたと説明しているところ、C 支所を管轄する A 事業所 B 支部は、オンライン記録及び事業所記号簿によると、昭和 44 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、48 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、57 年 5 月 1 日に再び適用事業所となっており、申立期間当時、同支部は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できるとともに、C 支所についても厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立期間当時、A 事業所 B 支部において事務を担当していた者は、「申立期間当時、社会保険手続をした記憶は無い。」と供述しており、申立期間において申立人と同様に、同支部管内の支所に D 職種として勤務した者 3 人についても、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、F 課、B 支部及び C 支所は申立期間に係る賃金台帳等を保管してお

らず、また、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書を所持していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。